



高知県立消費生活センター 地域見守り情報

気づきと見守りが高齢者の消費者トラブルを防ぐ！

「健康」「お金」「孤独」という高齢者の3つの大きな不安をきっかけとしたトラブルや被害が多く見られます。

家族や周囲の人が気づかないうちに、健康食品などを次々と購入させられ被害が拡大するケースも目立ちます。

消費生活センターへは、高齢者本人からだけでなく、家族なども相談することができます。

【県内事例①】

先日、祖母からお金を貸してほしいと連絡があり、美容院から化粧品などを多数購入させられていたことが発覚した。これ以上販売しないよう美容院に申し入れたところ、了承された。しかし、美容院を窓口にして業者と契約した商品もあったため業者に申し入れをしたが、対応してくれない。今後どうすればよいか。

(契約当事者：90代 女性)

【県内事例②】

高齢の母が、SF商法*で高額な眼鏡をローンで購入していた。購入当時、母は仕事をしてきたが、新型コロナウイルスの関係で仕事がなくなったため支払いができなくなったと相談された。契約書は受け取っておらず眼鏡は未使用のまま保管している。高齢者に高額の商品を売りつけること自体問題ではないか。

(契約当事者：80代 女性)

「気づき」と「見守り」のためのチェックリスト

居室・居宅の様子

- 不審な契約書や請求書などの書面や、宅配の不在通知などないか。
- 不審な健康食品やカニなどの海産物がないか。
- 屋根や外壁、電話機周辺などの不審な工事の形跡がみられないか。
- コンビニなどでプリペイドカードを大量に購入した形跡がないか。
- 通信販売のカタログやダイレクトメールなどが大量にないか。
- 不審な事業者が出入りしている形跡はないか。

高齢者本人の言動や態度など

- 不審な電話のやり取りや、電話口で困っていないか。
- 生活費が不足するほどお金に困っていないか。
- 預貯金通帳などに不審な出金の記録はないか。

※トラブルや被害に遭っているとわかったら、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。(消費者ホットライン「188 (いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。)

SF商法*

締め切った会場に人を集め、日用品などをただ同然で配って雰囲気盛り上げた後、冷静な判断ができなくなった来場者に高額な商品を契約させる手口

